

平成27年度の国民健康保険料が決定しました

「保険料決定通知書」は、6月中旬以降に送付します。6月中に届かない場合はご連絡ください。

◆平成27年度の国民健康保険料は次の表により計算した合計金額が年間保険料 となります。(限度額あり)

	平成27年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	32,949円	11,665円	9,525円
均等割保険料 (被保険者あたり)	被保険者数 ×19,879円	被保険者数 ×7,038円	介護保険第2号被保険者数 ×7,975円
所得割保険料	被保険者(介護保険第2号被保険者)ごとに 平成26年中総所得金額-33万円 7.94% 2.87% 2.49%		
最高限度額	52万円	17万円	16万円

※介護分保険料は、介護保険第2号被保険者(40歳~64歳の方)がおられる世帯のみにかかります。

- ●今年度中に75歳になる方がおられる世帯の保険料は、その方の誕生月以降の保険料をあらかじめ差し引いて通知します。75歳になる方の誕生月以降の保険料は、後日、後期高齢者医療保険料として通知します。
- ●国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その世帯の国民健康保険の被保険者が1人になった場合は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料の平等割が5年間は2分の1が減額となり、その後3年間は4分の1が減額となります。
- 平成26年3月31日以降に倒産やリストラなど会社都合で離職した方のうち、雇用保険(失業保険)の受給手続きをされた方で「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄の番号が「11・12・21~23・31~34」と記載されている場合、国民健康保険証、雇用保険受給資格者証、印かん(朱肉の使えるもの)を持参し、区役所1階⑥番窓□へ届け出ていただくと、平成26年中の給与所得を100分の30にして所得割の計算や軽減の判定を行います。

なお、決定通知書発送以降の窓口は、非常に混雑しますので、ご了承ください。

問合せ区役所窓口サービス課(保険年金:保険)

6930-9956 56932-0979

個人市・府民税の 納税通知書を送付します

平成27年度の個人市・府民税の納税通知書を6月上旬に送付します。

なお、会社等にお勤めの方(給与所得者)には、勤務先を通じて税額決定通知書をお送りし、毎月の給与から個人市・府民税が差し引き(特別徴収)されます。

■失業中の方等に対する減額・免除

個人市・府民税は前年中の所得に対して課税され、納付時期の所得状況などにかかわらず納めていただく必要があります。ただし、失業や大幅な所得減少(自己都合退職、定年退職等を除く)で前年中の所得が一定額以下であるなどの要件に該当し、生活困窮等により全額負担が困難と認められる場合に限り、申請により減額・免除される場合

があります。(収入・資産状況等の審査 あり)

申請には失業状態や当年中の所得 見込金額が確認できる書類、預貯金等 金融資産の額が確認できる書類など が必要です。

詳しくは、納税通知書に同封のお知らせまたは市ホームページ等をご覧ください。

■住宅ローン控除の拡充

個人市・府民税の住宅ローン控除の 適用期限について、平成31年6月30 日まで延長します。

問合せ京橋市税事務所

(個人市民税担当)

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新と有効期限の延長

介護保険を利用して、介護保険施設などに入所や短期入所をした場合の食費・居住費の負担を軽減する認定証等について、更新を希望される方は、6月30日までに申請してください。

なお、社会福祉法人などによる利用 者負担軽減の確認証等の有効期限は 6月30日となっていますが、7月31日 まで延長します。

■負担限度額認定における審査判定 について

平成27年度の負担限度額認定申請は、新たに預貯金等の通帳の写しや世帯分離している配偶者の税証明等が必要になりました。

審査判定要件は、本人および配偶者とも市民税が非課税であること、本人および配偶者の預貯金等が単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であることです。

銀行等への照会の結果、虚偽の申告であると判明した場合は、給付した額の返還に加えて給付額の最大2倍の加算金が課される場合があります。

問合せ保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)

a6930-9859 **M**6932-1295